

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について

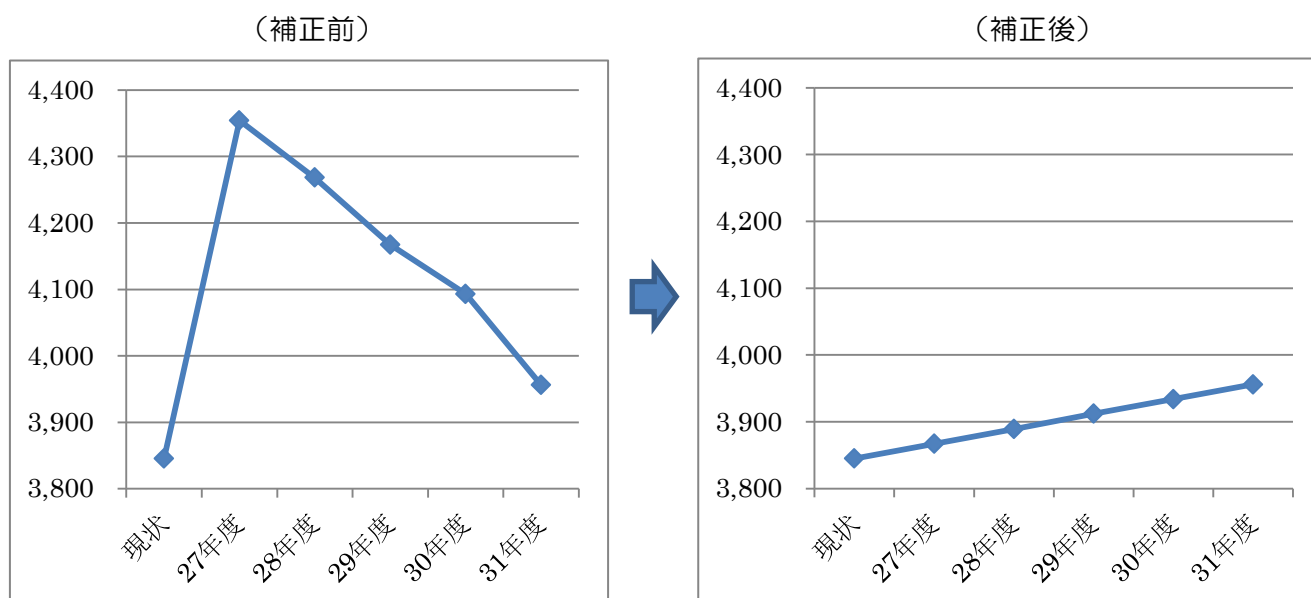
1. 補正の目的

- 前回会議資料（資料6）で、国の手引きの算出方法の考え方に準拠した算出結果を提示した。
 - ただ、
 - ・利用希望に対応する、確保方策（施設整備等）を実施しても、実際の利用がなければ、事業実施者に損失を生じさせてしまう可能性もあること。
 - ・平成31年度（保育は平成29年度）までに実現すべき数値目標として妥当な水準とし、計画としての実効性をもたせる必要があること
 - ・予算上の制約もあること
- から、算出結果が現状と比べ大幅に高くなった事業について、現実的な利用希望となっているのか検証し、必要な補正を行う。

2. 就学前児童を対象とする事業共通の補正内容

- 国の手引きの算出方法による場合、平成27年度（計画初年度）に潜在的な需要が全て顕在化する前提での「量の見込み」が算出される。
- 実際には、経済環境・保育施設等の整備状況などにより、徐々に潜在的な需要が顕在化してくると考えられる。（国においても、地方版子ども・子育て会議の議論を経る前提で、このような考え方を認めている。）
- そのため、現状の実績数値から、平成31年度（計画最終年度）の「量の見込み」に向けて、平均的に変化させていくよう補正を行う。

《例：2号認定（認定こども園及び保育所）》



3. 事業ごとの補正内容（「2. 全事業共通の補正内容」以外）

※補正後の結果数値については、14 ページにまとめて記載。

《「量の見込み」算出に利用する推計児童数について》

事業ごとに、対象となる潜在家庭類型が異なる。用いる略称は下記のとおり。

推計児童数（共働き等）：ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など

推計児童数（専業主婦等）：専業主婦（夫）家庭や、就労時間の短いパートタイム家庭など

推計児童数（全家庭）：全ての家庭

（1）教育・保育

■0歳家庭

①<3号認定>（認定こども園（保育施設部分）・保育所・地域型保育）

：0歳家庭のうち、保育認定を受け、認可保育所等を利用すると見込まれる人数（実人数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育所等を第1希望とする割合

《補正内容》

- ・1歳以降のニーズと思われる回答分を除外して算出

《除外する回答例》：就学前児童のいる世帯用調査票

0歳家庭で、現在教育・保育事業を利用せず、認可保育所等を第1希望と回答していて、

問18 問13で教育・保育事業を「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。もっとも当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 子どもの母親か父親がみている
2. 子どもの祖父母、親族、父母の友人・知人等がみている
3. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしている）
4. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしていない）
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の利用要件（就労要件等）に当てはまらない
8. 子どもがまだ小さいため（ 1 歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（)

■1・2歳家庭

①3号認定（認定こども園（保育施設部分）・保育所・地域型保育）

：1・2歳家庭のうち、保育認定を受け、認可保育所等を利用すると見込まれる人数（実人数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育所等を第1希望とする割合

《補正内容》

・3歳以降のニーズと思われる回答分を除外して算出（上記「0歳家庭」と同様の考え方）

■3歳～就学前家庭

①1号認定（認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園）

：3歳以上児家庭で、専業主婦家庭や就労時間の短いパート家庭で、幼稚園等を利用すると見込まれる人数（実人数）

②2号認定（幼稚園）

：3歳以上児家庭で、ひとり親家庭や両親フルタイム家庭で、幼稚園等を利用すると見込まれる人数（実人数）→幼稚園の認定こども園の移行、または幼稚園＋一時預かりで対応

《補正前の算出方法概要》

①1号認定（認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園）

「量の見込み」＝推計児童数（専業主婦等）×幼稚園等を第1希望とする割合

②2号認定（幼稚園）

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×現在幼稚園を利用する割合

《補正内容》

・国の手引きでは、両親フルタイム家庭等で現在幼稚園等を利用している回答者を、「2号認定（幼稚園）」該当者としているが、そのうち30%は、預かり保育なしの幼稚園を第1希望にしているため、その分を、「2号認定（幼稚園）」から除き、1号認定に加える。

③<2号認定>（認定こども園（保育施設部分）・保育所）

：3歳以上児家庭で、認可保育所等を利用すると見込まれる人数（実人数）

《算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×2号認定（幼稚園）以外の割合

⇒補正なし

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

：認可保育所等で延長保育を利用すると見込まれる人数（実人数）

《算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育所等を第1希望とする割合
×18時以降の保育を希望する割合

⇒補正なし

(3) 放課後児童健全育成事業

：小学生で放課後保育クラブを利用すると見込まれる人数（実人数）

《算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）
×放課後保育クラブを週3日以上利用希望する割合

《補正内容》

- ・週1日以上の利用希望も含めて算出する。

(4) 子育て短期支援事業

：保護者の用事のため、児童養護施設で泊りがけで、子どもを預けると見込まれる人数
（年間延利用者数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×子育て短期支援事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

《補正内容》

- ・利用を希望し登録をしても、実際に利用しない人が、平成25年度実績で35%いることから、この分を除外する。

(5) 地域子育て支援拠点事業

：地域子育て支援センター・親子つどいの広場を利用すると見込まれる人数
(年間延利用者数)

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×地域子育て支援拠点事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

《補正内容》

- 利用希望者の割合については補正なし。
- 利用希望日数については、下記（ア）（イ）のとおり補正。
 - （ア）保育認定該当者は、平日は利用せず、利用頻度が低いことが想定できるため、利用希望日数を月 1 日とする。
 - （イ）それ以外の方は、実際に利用している人の利用日数の平均（月 3.5 日）を採用。
(現在も無料かつ、利用制限のない事業であることから、現実的な利用希望日数の水準になっていると想定。)

(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

：1号認定該当者が私用・不特定の就労に対応するため利用すると見込まれる人数(①)
 +2号認定(幼稚園)該当者が定期的な就労に対応するため利用すると見込まれる人数(②)
 (年間延利用者数)

①1号認定による利用

《補正前の算出方法概要》
 「量の見込み」=1号認定該当者×一時預かり・預かり保育事業の利用希望者の割合
 ×利用希望日数の平均

《補正内容》
 ・事業の利用の必要性が低く、実際には利用しない可能性が高い回答分を除外する。

《除外する回答例》：就学前児童のいる世帯用調査票

問32 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等を目的としたお子さんを預ける事業を、現在どのくらい利用していますか。また希望としてはどのくらい利用したいですか。この1年間の事業ごとの利用日数(おおよそ)を「A欄(現在)」に、希望する利用日数(おおよそ)を「B欄(希望)」に、《回答の選択肢》から選び数字でご記入ください。(利用料は別紙を参照)

《回答の選択肢》※選択肢5の日数を超える場合は日数を数字で記入してください。
 1. 0日 2. 1~5日 3. 6~10日 4. 11~15日 5. 16~20日

事業	利用日数(年間) (上記選択肢より)	
	A欄(現在)	B欄(希望)
一時預かり(保育所などで不定期に子どもを保育する事業)	1	
幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業)	1	2
ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)	1	
休日養護・夜間養護(児童養護施設で休日・夜間に子どもを預かる事業)	1	
ベビーシッター	1	
その他()	1	

問34 問32のA欄で全ての項目について「1.」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<p>①. 特に利用する必要がない</p> <p>2. サービスの内容に不安がある</p> <p>3. 立地や利用可能時間・日数がよくない</p> <p>4. 利用料がかかる・高い</p> <p>5. 利用料がわからない</p>	<p>6. 自分が事業の対象者になるのかわからない</p> <p>7. 利用方法(手続き等)がわからない</p> <p>8. その他()</p>
--	---

②2号認定による利用

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝2号認定（幼稚園）該当者×就労日数の平均

※2号認定（幼稚園）該当者が、全員、就労する全ての日に預かり保育を利用することを想定した算出

《補正内容》

- 就労日数の平均については、ニーズ調査によるデータではなく、平成23～25年度の就労支援のための預かり保育の1人当たり平均利用日数（週2日）を利用し、算出する。

(7) (6) 以外の一時預かり

:(6) 以外で私用・不特定の就労に対応するため一時預かり事業を利用すると見込まれる人数
(年間延利用者数)

《補正前の算出方法概要》

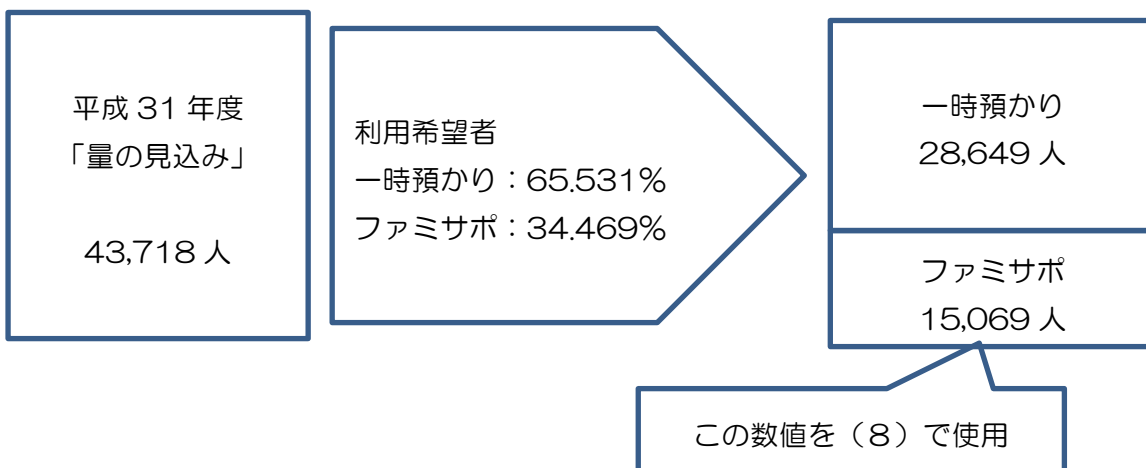
「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×不特定の預かり事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均
－(6) ①の1号認定による預かり保育の「量の見込み」

※一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、休日養護・夜間養護分を合わせた
「量の見込み」が算出される。

《補正内容》

- ・事業の利用の必要性が低く、実際には利用しない可能性が高い回答分を除外する。
(上記(6) ①「1号認定による預かり保育」と同様の考え方)
- ・保育認定該当者の回答分を除外する。
(定期的な保育の「量の見込み」に含まれており、ダブルカウントになっている。)
- ・利用希望者数により、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業に按分
(休日養護・夜間養護は実際にはほとんど利用されない事業であることから、2事業
で按分)

《按分のイメージ図》



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

：ファミリー・サポート・センター事業を利用すると見込まれる人数
（年間延利用者数）

《補正前の算出方法概要》

①就学前児童

（7）の方法で一時預かり事業、休日養護・夜間養護と合わせた「量の見込み」を算出。

②小学生

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×放課後のファミサポの利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

⇒「私用・不定期の就労目的」と

「定期的な就労のための保育園等の前後時間の預かり・送迎目的」と

両方のニーズが把握できていない。

《補正内容》

上記2つの目的を区分して算出する。

■私用・不定期の就労目的

①就学前児童

（7）で算出した 15,069 人（平成 31 年度）

②小学生

小学生用調査票の回答で（7）同様に算出：10,031 人（平成 31 年度）

ファミリー・サポート・センターは安心のために登録しておくという方が多く、実績では、登録者のうち約 20%しか利用していないため、上記算出の人数にこの割合をかける。

（15,069 人＋10,031 人）×20%＝5,020 人（平成 31 年度）

■定期的な就労のための保育園等の前後時間の預かり・送迎目的

平成 25 年度の認可保育所利用者、放課後保育クラブ利用者の、1 人当たり年間利用回数を算出。（認可保育所利用者：約 0.99 回、放課後保育クラブ：約 0.71 回）

⇒平成 31 年度の保育認定、放課後保育クラブの「量の見込み」にこの回数をかける。

（保育事業利用者、放課後保育クラブ利用者が増えれば、この目的での利用は同様に増えるという考え方）

(9) 病児・病後児保育事業

：病児・病後児保育事業を利用すると見込まれる人数（年間延利用者数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き家庭等）×病児・病後児保育事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

※直近 1 年間の対応から、下記 3 つの場合を、病児・病後児保育事業の利用が必要な場合として算出

- ①両親のいずれかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児保育を利用したい
- ②病児・病後児保育を利用した
- ③仕方なく子どもだけで留守番させた

《補正内容》

- ・上記①の回答分を除外する。

4. 区域について

(1) 区域ごとに「量の見込み」を設定する事業、市全体で設定する事業の分類について

●年間数回しか利用しないような非日常的な事業については、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低いこと、また職員等が出張することにより実施する事業は区域ごとに需要・供給を把握する必要性が低いことから、市全体で「量の見込み」「確保方策」を設定することとし、下記2条件を満たす事業について、区域ごとに「量の見込み」「確保方策」を設定することとする。

①利用者が日常的に利用する事業

②施設を設置して実施する事業

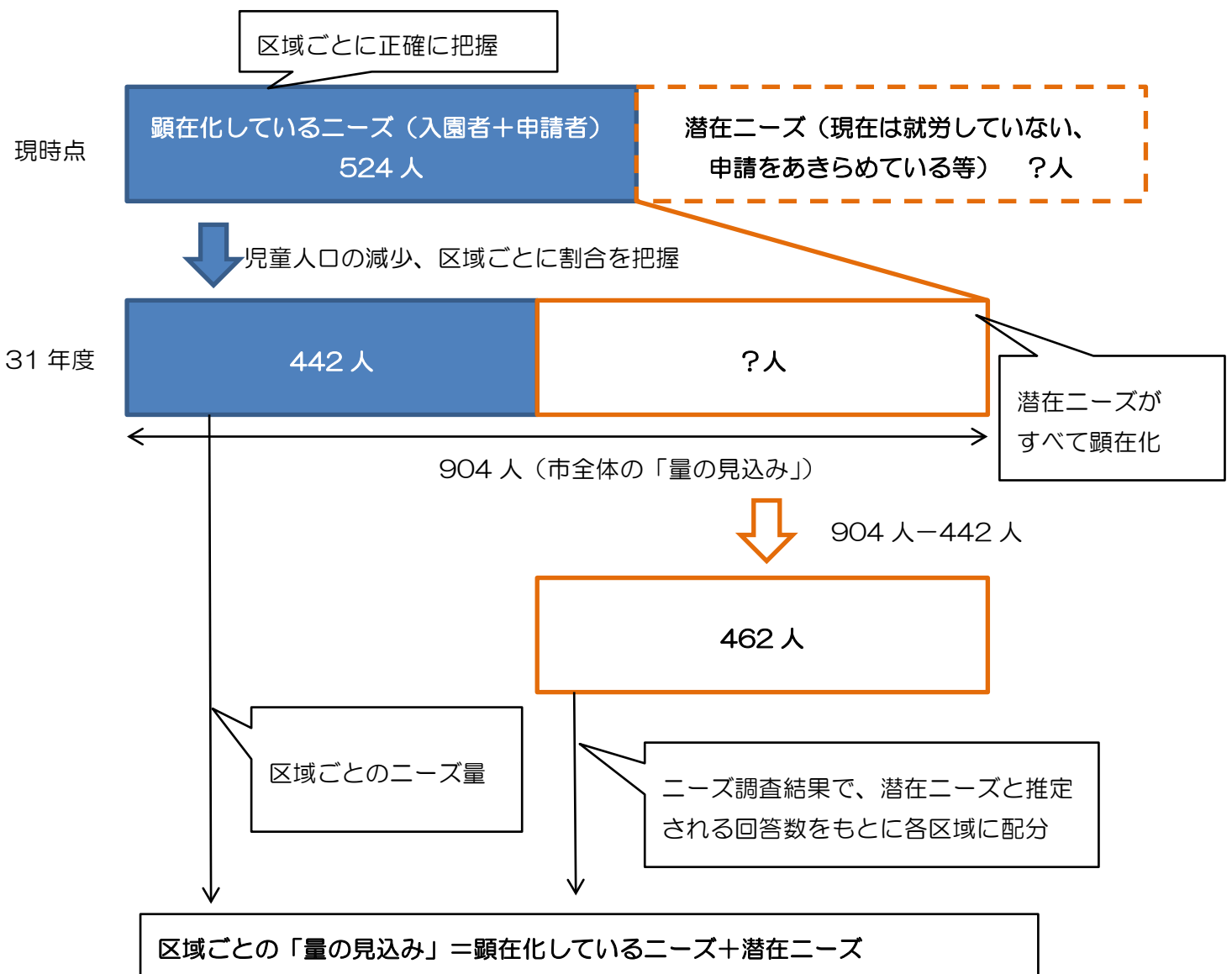


区域ごとに設定する事業	<ul style="list-style-type: none">○教育・保育事業（1号認定、2号認定、3号認定）○時間外保育事業○放課後児童健全育成事業○地域子育て支援拠点事業
市全体で設定する事業	<ul style="list-style-type: none">○子育て短期支援事業○一時預かり○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）○病児・病後児保育事業○乳児家庭全戸訪問事業○妊婦健診○利用者支援事業○養育支援訪問事業

(2) 3号認定（0歳、1・2歳）、2号認定（認定こども園（保育施設部分）・保育所）の区域別の「量の見込み」について

- 3号認定（0歳・1・2歳）、2号認定（認定こども園（保育施設部分）・保育所）については、区域ごとの現時点でのニーズ（認可保育所の入園者数、申請者数（申請しているけれども認可保育所に入園できていない人数））をニーズ調査による抽出調査よりも正確に把握できている。
- 地域型保育事業の認可は、この区域ごとに需給判断を行うこととなるため、より慎重に「量の見込み」を設定する必要がある。
- そのため、市全体の「量の見込み」は固定した上で、現時点でのニーズのデータを最大限に活用した方法（下記記載）により、各区域に再配分する。

《具体的方法：3号認定（0歳児）の「量の見込み」を例にとり記載》



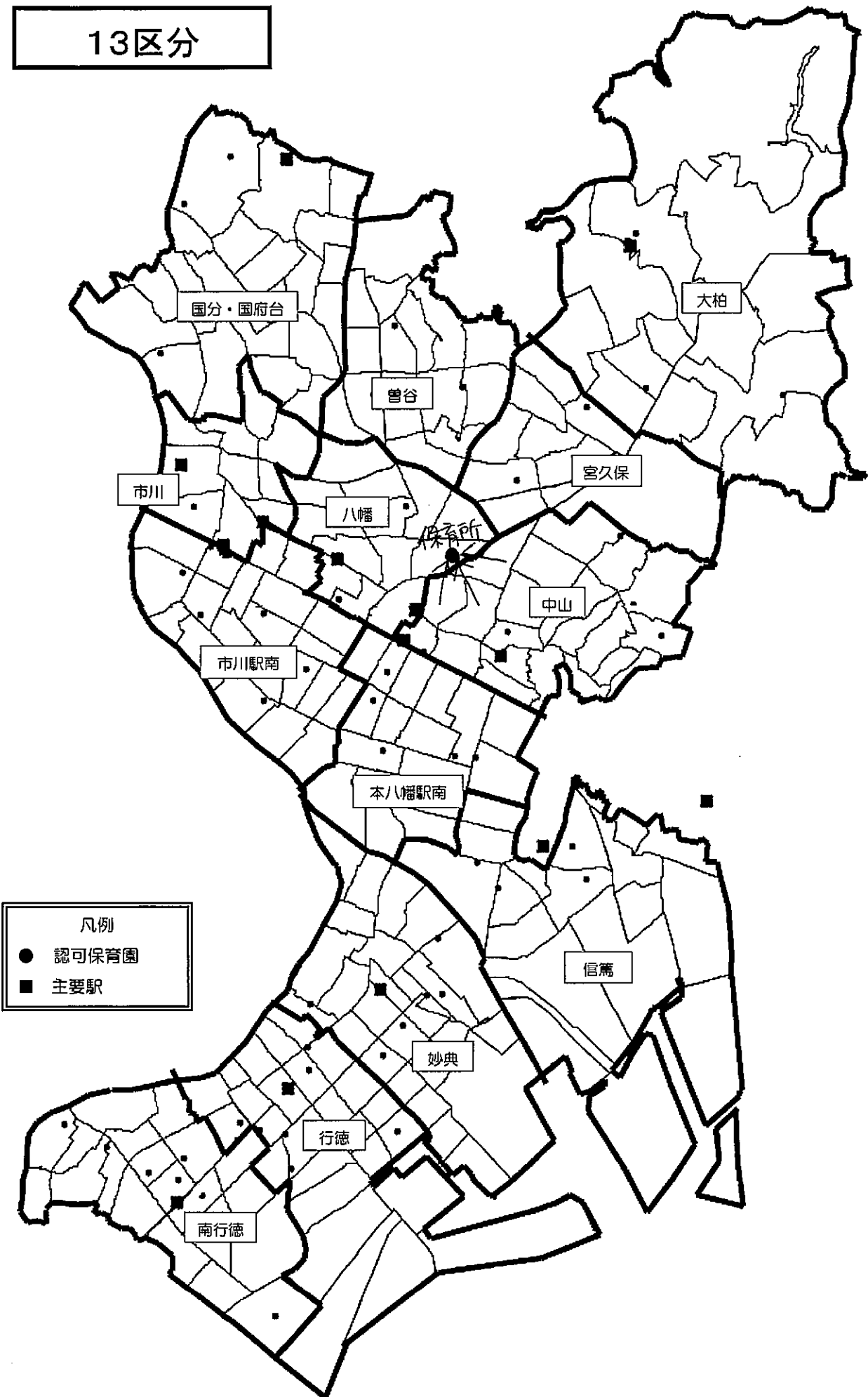
(3) 区域数、区域の範囲の変更について

- 市川市が13区域を設定後、近隣他市が区域数を少なく設定。
- 狭い範囲で区切ってニーズを把握することは整備の参考とするにはいいが、評価はより広い範囲で行ったほうがいいのではないか。

(例：中山地区のニーズもあわせて満たすために、境界線近くの八幡地区に保育所を整備しても、計画上中山地区は目標達成しないことになる。)

⇒13区域による「量の見込み」は施策の検討材料として活用する上で、事業計画の区域は、3区域に変更するのはどうか。

13区分



13区分

北部

中部

南部

- 凡例
- 認可保育園
 - 主要駅

